

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

立候補届出関係諸用紙綴

矢掛町選挙管理委員会

は じ め に

- 1 この立候補届出関係諸用紙綴には、令和8年4月26日執行の矢掛町長選挙及び矢掛町議会議員一般選挙において、候補者又は推薦届出者にしていただく立候補の届出その他関係諸届に必要な諸用紙を収録しています。
- 2 これらの用紙の記載に当たっては、別冊の「候補者のしおり」をよく読んで、記入してください。
- 3 用紙への記載は、必ず楷書で明確に記入してください。また、候補者等の印は、全て同一のもの（供託に用いたものと同一の印）を使用してください。
- 4 届出の区分（本人届出であるか推薦届出であるか）によって、それぞれ使用する用紙が異なる場合がありますので、注意してください。

立 候 補 届 出 関 係 諸 用 紙 一 覧

区分	ページ	用 紙 名	交付 枚数	備 考
立候補届出書類	1	候補者届出書（本人届出）	1	選挙長に提出すること。
	2	候補者届出書（推薦届出）	1	〃 （推薦届出の場合のみ必要）
	3	候補者推薦届出承諾書	1	〃 （推薦届出の場合のみ必要）
	4	宣誓書	1	〃 （候補者届出書に添付）
	5	所属党派証明書	1	〃 （無所属の場合は添付不要）
	6	選挙人名簿登録証明書	1	〃 （推薦届出の場合のみ必要）
	7	通称認定申請書	1	〃 （通称使用の場合のみ必要）
立候補届出に伴う関連諸届書類	8	候補者連絡場所に関する調	1	候補者の届出のとき、関連届出として選管に提出すること。
	9	選挙事務所設置（異動）届	1	設置（異動）後直ちに選管に提出すること。
	10	選挙事務所設置（異動）承諾書	1	推薦届出者が選挙事務所を設置（異動）した場合に、上記に併せて提出すること。
	11	推薦届出代表者証明書	1	（推薦届出者が2人以上の場合のみ必要）
	12	出納責任者選任届	1	選任後直ちに選管に提出すること。
	13	出納責任者異動届	1	異動後直ちに選管に提出すること。
	14	出納責任者選任（異動）承諾書	1	推薦届出者が出納責任者を選任（異動）した場合に、上記に併せて提出すること。
	15	報酬支給者届出書	1	報酬支給者（事務員及び車上運動員等）を使用する前に、選管に提出すること。
その他の書類	16	出納責任者職務代行開始届	1	出納責任者の職務代行者が必要となった場合に、選管に提出すること。
	17	出納責任者職務代行終止届	1	出納責任者の職務代行者を終止した場合に、選管に提出すること。
	18	選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書	1	届出をする場合は、選挙の期日前3日までに選挙長（受付窓口は選管事務局）に提出すること。
	19	個人演説会開催申出書	1	公営施設使用の場合に、開催期日前2日までに選管に提出すること。
	20 ～ 24	選挙運動費用収支報告書 （収入の部 その1, その2, その3） （支出の部 その1, その2）	各 1	5月11日までに選管に提出すること。 その後の収支・支出は、収入・支出の日から7日以内に報告すること。 領収書の写しを添付すること。
	25	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	1	領収書等の写しを添付できないとき、選挙運動用収支報告書に添付すること。
	26	振込明細書に係る支出目的書	1	金融機関が作成した振込明細書の写しを提出する場合に、選挙運動用収支報告書に添付すること。
	27	選挙公報掲載申請書	1	選挙公報への掲載申請をする場合は、掲載文正副2通を添えて選管へ提出すること。
	28	選挙公報掲載文修正申請書	1	選挙公報掲載文の修正を申請をする場合は、修正文正副2通を添えて選管へ提出すること。
	29	選挙公報掲載申請撤回申請書	1	選挙公報への掲載申請を撤回する場合に選管へ提出すること。
	30	選挙運動用ビラ届出書	1	ビラの届出をする場合は、ビラの見本1部を添えて選管へ提出すること。

（注意） 立候補の届出に必要な供託証明書及び戸籍謄本（抄本）については、別途それぞれの機関で交付されるため、以上の諸用紙には含まれておりません。

もし、用紙が不足する場合には、複写によって調製するか、又は選挙管理委員会へお申し出ください。

区分	ページ	用 紙 名	交付 枚数	備 考
そ の 他 の 書 類	31	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	1	契約書の写しを添付すること。
	32	選挙運動用ビラ作成契約届出書	1	契約書の写しを添付すること。
	33	選挙運動用ポスター作成契約届出書	1	契約書の写しを添付すること。
	34	自動車燃料代確認申請書	1	選管に提出すること。
	35	ビラ作成枚数確認申請書	1	選管に提出すること。
	36	ポスター作成枚数確認申請書	1	選管に提出すること。
	37	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)	1	候補者から運送事業者等に提出すること。
	38	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)	1	候補者から雇い入れた運転手に提出すること。
	39	選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)	1	給油伝票の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出すること。
	40	ビラ作成証明書	1	候補者からビラ作成業者に提出すること。
	41	ポスター作成証明書	1	候補者からポスター作成業者に提出すること。
	42	請求書 (選挙運動用自動車の使用)	1	運送事業者等は候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代請求の場合は、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し)とともに、選挙期日後速やかに矢掛町に提出すること。
	43	別紙1 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)	1	請求書と併せて提出すること。
	44	別紙2(自動車借入れ) 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)	1	請求書と併せて提出すること。
	45	別紙3(燃料代) 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)	1	請求書と併せて提出すること。
	46	別紙4(運転手) 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)	1	請求書と併せて提出すること。
	47	請求書 (ビラの作成)	1	ビラ作成業者は候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙期日後速やか矢掛町に提出すること。
	48	別紙5 請求内訳書 (ビラの作成)	1	請求書と併せて提出すること。
	49	請求書 (ポスターの作成)	1	ポスター作成業者は候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙期日後速やか矢掛町に提出すること。
	50	別紙6 請求内訳書 (ポスターの作成)	1	請求書と併せて提出すること。

(注意) 立候補の届出に必要な供託証明書及び戸籍謄本(抄本)については、別途それぞれの機関で交付されるため、以上の諸用紙には含まれておりません。
もし、用紙が不足する場合には、複写によって調製するか、又は選挙管理委員会へお申し出ください。

令和 年 月 日 午 前 時 分 受理	選挙長
後	

受理	
番号	

矢掛町議会議員一般選挙候補者届出書（本人届出）

候補者	(ふりがな)	性別	男・女
本籍	都道府県	市郡	町村番地
住所	都道府県	市郡	町村番地
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	(満 歳)
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙		
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和8年4月 日

氏名

㊞

矢掛町議会議員一般選挙 選挙長 武 久 雄 殿

- 備考
- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
 - 公職選挙法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
 - 公職選挙法施行令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
 - 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
 - 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

令和 年 月 日 午 前 時 分 受 理 後	選 挙 長	
---------------------------	-------	--

受 理 号	
-------	--

矢掛町議会議員一般選挙候補者届出書（推薦届出）

候 補 者	(ふりがな)			性 別	男・女
本 籍	都道 府 県	市 郡	町 村	番 地	
住 所	都道 府 県	市 郡	町 村	番 地	
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日	(満 歳)
党 派			職 業		
一のウェブサイト等のアドレス					
選 挙	令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙				
添付書類	1 候補者の承諾書 2 選挙人名簿登録証明書 3 供託証明書 4 宣誓書 5 所属党派証明書 6 戸籍の謄本又は抄本				

上記のとおり関係書類を添えて推薦届出をします。

令和8年4月 日

推薦届出者 住所
氏名 ㊟
大正・昭和・平成 年 月 日生

推薦届出者 住所
氏名 ㊟
大正・昭和・平成 年 月 日生

推薦届出者 住所
氏名 ㊟
大正・昭和・平成 年 月 日生

矢掛町議会議員一般選挙 選挙長 武 久 雄 殿

- 備考
- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
 - 公職選挙法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
 - 公職選挙法施行令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
 - 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
 - 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

候補者推薦届出承諾書

令和8年4月26日執行の 矢掛町議会議員一般選挙 における候補者
となることを承諾します。

令和8年4月 日

住所

氏名

印

推薦届出者

殿

推薦届出者

殿

推薦届出者

殿

推薦届出者

殿

推薦届出者

殿

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、
第251条の2又は第251条の3の規定により
令和8年4月26日執行の矢掛町議会議員一般選挙
において候補者となることができない者でないことを誓い
ます。

令和8年4月 日

住所

氏名

印

所属党派証明書

氏 名

住 所

上記の者は、本政党（ ）に所属する者であることを証明する。

令和8年4月 日

政党（政治団体）名

代 表 者 氏 名

印

選挙人名簿登録証明書

住 所 岡山県小田郡矢掛町 番地

氏 名

上記の者は、本町において令和8年4月20日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 武 久 雄 印

通称認定申請書

(ふりがな)

候 補 者

(ふりがな)

呼 称

令和 8 年 4 月 2 6 日 執行の 矢掛町議会議員一般選挙 において、公職選挙法施行令第 8 9 条第 5 項において準用する第 8 8 条第 8 項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 8 年 4 月 日

住所

氏名

⑩

矢掛町議会議員一般選挙長 武 久 雄 殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示しなければならない。

候補者連絡場所に関する調

選 挙	令和 8 年 4 月 2 6 日 執 行 矢 掛 町 議 会 議 員 一 般 選 挙
候 補 者	
党 派 名	
連 絡 場 所	電 話 () — F A X () —
連 絡 責 任 者	
備 考	

(注) 上記連絡場所を異動した場合は、この様式によって直ちに選挙管理委員会に連絡してください。

選挙事務所設置（異動）届

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

住所
候補者
推薦届出(代表)者
氏名 ⑩

令和8年4月26日執行の矢掛町議会議員一般選挙における選挙事務所を次のとおり設置（異動）したので、（候補者の承諾書及び推薦届出者の代表者であることを証する書面を添えて）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第130条第2項の規定により届け出ます。

選挙事務所の所在地	電話（ ） —
設置（異動）年月日	令和8年4月 日
設置者氏名	
候補者氏名	
旧事務所所在地	※

備考 ※の欄は異動届の場合のみ記入すること。

選挙事務所設置（異動）承諾書

令和8年4月 日

推薦届出（代表）者 殿

候補者 ⑩

令和8年4月26日執行の 矢掛町議会議員一般選挙 における選挙事務所を次のとおり設置（異動）することを承諾します。

記

1 選挙事務所の所在地

2 設置（異動）年月日 令和8年4月 日

推薦届出代表者証明書

推薦届出代表者 住所
氏名

上記の者は、令和8年4月26日執行の矢掛町議会議員一般選挙
において、候補者 〃 に係る推薦届出者の代表者で
あることを証明する。

令和8年4月 〃 日

推薦届出者 住所
氏名 ⑩

出納責任者選任届

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

候補者
推薦届出(代表)者

住所

氏名

印

令和8年4月26日執行の 矢掛町議会議員一般選挙 における
出納責任者を次のとおり選任しましたので、(別紙候補者の承諾書及び推薦届
出者の代表者であることを証する書面を添えて、) 公職選挙法(昭和25年法
律第100号)第180条第3項の規定により届け出ます。

出 納 責 任 者	氏 名	
	住 所	
	職 業	
	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
選任年月日	令和 8 年 4 月 日	
候補者氏名		

出納責任者異動届

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

候 補 者

住所

推薦届出(代表)者

氏名

㊟

令和8年4月26日執行の 矢掛町議会議員一般選挙 における出納責任者を次のとおり異動しましたので、（別紙候補者の承諾書及び推薦届出者の代表者であることを証する書面を添えて、）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第182条第1項の規定により届け出ます。

前出納責任者		
新出納責任者	氏 名	
	住 所	
	職 業	
	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
異動年月日	令和 8 年 4 月 日	
候補者氏名		

出納責任者選任（異動）承諾書

令和8年4月 日

推薦届出（代表）者 殿

候補者 ⑩

令和8年4月26日執行の 矢掛町議会議員一般選挙 において、次の者を出納責任者に選任（出納責任者を異動）することを承諾します。

記

（新出納責任者）

住 所

氏 名

※（前出納責任者）

住 所

氏 名

備考 ※の欄は、異動届に添付する場合のみ記入すること。

出納責任者職務代行開始届

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

職務代行者 住所

氏名

印

令和8年4月26日執行の 矢掛町議会議員一般選挙 における出納責任者の職務代行者を次のとおり開始したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第183条第3項の規定により届け出ます。

職務代行者	氏名	
	住所	
	職業	
	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
職務代行の事由		
職務代行開始年月日		令和 8 年 4 月 日
候補者氏名		
推薦届出(代表)者氏名		※

備考 ※の欄は、本人届出の場合は記載不要。

出納責任者職務代行終止届

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

職務代行者 住所

氏名

印

令和8年4月26日執行の 矢掛町議会議員一般選挙 における出納責任者の職務代行を次のとおり終止したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第183条第4項の規定により届け出ます。

職務代行者氏名	
職務代行終止の事由	
職務代行終止年月日	令和 8 年 4 月 日
候補者氏名	
推薦届出(代表)者氏名	※

備考 ※の欄は、本人届出の場合は記載不要。

選挙立会人となるべき者の届出書

令和8年4月 日

矢掛町議会議員一般選挙選挙長 武 久 雄 殿

候補者 党派
氏名

⑩

次のとおり本人の承諾を得て届出をします。

記

1 立会人となるべき者 住 所
氏 名
連 絡 先 () ー

生年月日 大正 年 月 日生
昭和
平成

2 選 挙 令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

承 諾 書

私は、令和8年4月26日執行の矢掛町議会議員一般選挙における候補者の届出にかかる選挙立会人となることを承諾します。

令和8年4月 日

立会人 住所

氏名

⑩

個人演説会開催申出書

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 武 久 雄 殿

矢掛町議会議員一般選挙

候補者

㊟

個人演説会を次のとおり開催したいので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第163条の規定により申し出ます。

候補者氏名	
使用すべき施設の名称	
開催日時	令和8年4月 日 時～ 時
使用可否通知の連絡場所	電話（ ） —

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

1 令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

2 公職の候補者氏名

3 出納責任者氏名

備考 1 「支出の費目」の欄は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）第30号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。

2 「支出の目的」の欄は、規則第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。

4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

選挙公報掲載申請書

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

矢掛町議会議員一般選挙候補者 印

選挙公報に掲載を受けたいので、矢掛町選挙公報発行に関する規程第2条第1項の規定により掲載文正副2通を添えて申し出ます。

備考 申請書に添付する掲載文には正副の別を明記すること。

選挙公報掲載文修正申請書

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

矢掛町議会議員一般選挙候補者 印

令和8年4月 日に申請しました選挙公報掲載文を別紙のとおり修正したので、修正文正副2通を添えて申し出ます。

選挙公報掲載申請撤回申請書

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

矢掛町議会議員一般選挙候補者 印

令和8年4月 日に申請しました選挙公報申請書を撤回したいので、申し
出ます。

選挙運動用ビラ届出書

令和8年4月 日

矢掛町選挙管理委員会委員長 殿

候補者

㊞

令和8年4月26日執行の矢掛町議会議員一般選挙における公職選挙法第14条第1項第7号のビラについて、別添のとおり届け出ます。

備考 種類ごとに見本1枚を添付すること

選挙運動用自動車の使用の契約届

令和8年 月 日

矢掛町選挙管理委員会
委員長 武 久 雄 殿

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候 補 者 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

契約年月日	契約の相手方	住所（所在地） 氏名（名称） 代表者職氏名(法人)	契 約 内 容		備考
			運送契約期間	運送契約金額	
				円	
				円	
				円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方	住所（所在地） 氏名（名称） 代表者職氏名(法人)	契 約 内 容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車 借入れ					円	
					円	
					円	
運転手 の雇用					円	
					円	
					円	
燃料代					円	
					円	
					円	

- 備考 1 契約書の写しを添付してください。
 2 上記2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

選挙運動用ビラ作成契約届

令和8年 月 日

矢掛町選挙管理委員会
委員長 武 久 雄 殿

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候 補 者 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、届け出ます。

契約年月日	契約の相手方	住所（所在地） 氏名（名称） 代表者職氏名(法人)	契 約 内 容		備考
			作成契約枚数	作成契約金額	
			枚	円	
			枚	円	
			枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届

令和8年 月 日

矢掛町選挙管理委員会
委員長 武 久 雄 殿

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候 補 者 印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、届け出ます。

契約年月日	契約の相手方	住所（所在地） 氏名（名称） 代表者職氏名（法人）	契 約 内 容		備考
			作成契約枚数	作成契約金額	
			枚	円	
			枚	円	
			枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

様式第4号（第3条関係）

自動車燃料代確認申請書

令和8年 月 日

矢掛町選挙管理委員会
委員長 武 久 雄 殿

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候補者 印

次の自動車燃料代について、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名（名称）
代表者職氏名(法人)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(A)	円	円
今回の購入金額(B)	円	円
燃料代計(A)+(B)	円	円
備 考		

- 備考
- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から矢掛町選挙管理委員会に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 4 「前回までの累積金額」の項には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

様式第5号（第3条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

令和8年 月 日

矢掛町選挙管理委員会
委員長 武 久 雄 殿

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候補者 印

次のビラの作成枚数について、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名（名称）
代表者職氏名(法人)

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今 回 の 枚 数(B)	枚	枚
枚 数 計 (A) + (B)	枚	枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から矢掛町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」の項には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第6号(第3条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

令和8年 月 日

矢掛町選挙管理委員会
委員長 武 久 雄 殿

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候補者 印

次のポスターの作成枚数について、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者職氏名(法人)

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今 回 の 枚 数(B)	枚	枚
枚 数 計 (A)+(B)	枚	枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から矢掛町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」の項には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書
（自 動 車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候 補 者

印

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等	住所(所在地) 氏名(名称) 代表者職氏名(法人)		
車種及び自動車登録 番号または車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 運送事業者等が矢掛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、矢掛町に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、矢掛町に支払を請求することはできません。

様式第10号（その3）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書
(運 転 手)

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候 補 者

印

運転手	住 所 氏 名			
		雇用年月日	報 酬 の 額	備 考
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が矢掛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、矢掛町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、矢掛町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書
（燃料）

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候補者 印

燃料供給業者	住所（所在地） 氏名（名称） 代表者職氏名(法人)			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号または車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が矢掛町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、矢掛町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第 1 1 号 (第 5 条関係)

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

令和 8 年 月 日

令和 8 年 4 月 2 6 日 執行 矢掛町議会議員一般選挙

候 補 者

印

ビラ作成業者	住所 (所在地) 氏名 (名称) 代表者職氏名 (法人)	
作 成	枚 数	枚
作 成	金 額	円
備 考		

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が矢掛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、矢掛町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
- ア 矢掛町議会の議員の選挙 1,600 枚
- イ 矢掛町長の選挙 5,000 枚
- (2) 限度額
- ア 矢掛町議会の議員の選挙 8 円 38 銭 (単価) × 1,600 枚 = 13,400 円
- イ 矢掛町長の選挙 8 円 38 銭 (単価) × 5,000 枚 = 41,900 円

様式第12号（第5条関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙

候補者

印

ポスター作成業者	住所（所在地） 氏名（名称） 代表者職氏名(法人)	
作成枚数		枚
作成金額		円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		箇所

備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が矢掛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、矢掛町に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

次の算式による。

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 38,621 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価(1円未満の端数は切上げ)}$$

$$\text{単価} \times \text{確認を受けた作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第13号（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和8年 月 日

矢掛町長 殿

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
代表者職氏名(法人) 印
(TEL)

矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫		店 出張所			
預金種目	普通(総合)・当座	口座番号(右詰)				
フリガナ						
口座名義人						

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、矢掛町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届に気刺された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙1

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運
 送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台	64,500円	円	
年 月 日	円×1台	64,500円	円	
年 月 日	円×1台	64,500円	円	
年 月 日	円×1台	64,500円	円	
年 月 日	円×1台	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙2（自動車借入れ）

請 求 内 訳 書
 （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
 との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 _____

自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台	16,100円	円	
年 月 日	円×1台	16,100円	円	
年 月 日	円×1台	16,100円	円	
年 月 日	円×1台	16,100円	円	
年 月 日	円×1台	16,100円	円	
計			円	

- 備考 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙3 (燃料代)

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
 との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号または車両番号	販売金額(イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円× = 円	/	/	
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
計		円	38,500 円	円	

- 備考 1 「基準限度額」欄の計には、確認書に記載された額の合計額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄の計には、(イ)欄の計又は(ロ)欄の計のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(イ)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別紙4 (運転手)

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
 との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

運転手

雇用年月日	報 酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第14号（第6条関係）

請 求 書
(ビ ラ の 作 成)

令和8年 月 日

矢掛町長 殿

住 所 (所 在 地)
氏 名 (名 称)
代表者職氏名(法人) 印
(TEL)

矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫		店 出張所			
預金種目	普通(総合)・当座	口座番号(右詰)				
フリガナ						
口座名義人						

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、矢掛町に支払を請求することはできません。
 - 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

請 求 内 訳 書
(ビ ラ の 作 成)

候補者氏名 _____

	単 価	枚 数	金 額	備 考
作成金額	(イ) 円	(ロ) 枚	(イ)×(ロ) 円	
基準限度額	(ハ) 8円38銭	(ニ) 枚	(ハ)×(ニ) 円	
請求金額	(ホ) 円	(ヘ) 枚	(ホ)×(ヘ) 円	

- 備考
- 1 (ニ)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - 2 (ホ)欄には、(イ)欄と(ハ)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 3 (ヘ)欄には、(ロ)欄と(ニ)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第15号（第6条関係）

請 求 書
(ポスターの作成)

令和8年 月 日

矢掛町長 殿

住所（所在地）
氏名（名称）
代表者職氏名(法人) 印
(TEL)

矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 令和8年4月26日執行 矢掛町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	店 出張所
預金種目	普通(総合)・当座	口座番号(右詰)
フリガナ		
口座名義人		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、矢掛町に支払を請求することはできません。

別紙6

請 求 内 訳 書
(ポスターの作成)

候補者氏名 _____

1 ポスター掲示場数 箇所

2 請求金額の内訳

	単 価	枚 数	金 額	備 考
作成金額	(イ) 円	(ロ) 枚	(イ)×(ロ) 円	
基準限度額	(ハ) 1,220 円	(ニ) 枚	(ハ)×(ニ) 円	
請求金額	(ホ) 円	(ヘ) 枚	(ホ)×(ヘ) 円	

- 備考
- 1 (ニ)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - 2 (ホ)欄には、(イ)欄と(ハ)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 3 (ヘ)欄には、(ロ)欄と(ニ)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。